

4 母子・児童の保健福祉の ページ

児童福祉

児童の健全育成を図るため、手当等の支給のほか、保育所等への入所、入所相談、施設の整備等の事業を行っています。

相談・預かりサービス

1 家庭児童相談室

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／昭和 51 年度
- ◇対 象 者／児童を養育する親等
- ◇内 容／児童の養育上の悩み等相談
- ◇利 用 日／月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時 15 分

2 子育てひろば

担当／保育課

- ◇開始時期／平成 12 年 5 月
- ◇内 容／空き保育室及び園庭開放、親子の遊びと交流場所の提供、子育て不安等の相談指導
- ◇場 所／こども園、幼保連携型認定こども園
- ◇利 用 日／原則 2 日/週(各園で設定)

3 子育て短期支援事業

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 7 年度
- ◇対 象 者／市内に居住する児童
- ◇内 容／保護者が疾病等の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設等で保護し、養育する。
- ◇利用期間／1 泊 2 日から 6 泊 7 日以内
- ◇場 所／満 2 歳未満の児童 県内乳児院等
満 2 歳以上の児童 市内及び県内児童養護施設等
- ◇費 用／1 日 1 人当たり利用者負担 2 歳未満 5,350 円
2 歳以上 2,750 円 減免制度あり

4 一時保育事業

担当／保育課

- ◇開始時期／平成 7 年度
- ◇対 象 者／満 1 歳以上未就学の児童(対象年齢は園により異なる)
- ◇内 容／(1)保護者が傷病等の理由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となった場合に保育する。
(2)保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等、(1)以外の理由による場合に保育する。
- ◇場 所／こども園、幼保連携型認定こども園
- ◇利用期間／原則として(1)の場合は 1 か月 7 日以内、(2)の場合は 1 か月 2 日以内
- ◇利用時間／基本保育時間は午前 8 時 30 分～午後 3 時まで。延長は各園の保育時間以内

- ◇費用／1日当たり満1歳～2歳児 2,000 円、3～5 歳児 1,000 円
(基本保育時間以外は 1 時間につき 100 円)
土曜日の開所時間が正午までの園での土曜日の利用は 1・2 歳児 1,100 円、
3～5 歳児 600 円
※生活保護世帯は、利用後に豊田市病児保育等利用料補助金交付申請書兼実績報告書に、利用料の支払を証明する書類(領収書等の原本)と請求書を添付し申請することで利用料を還付します。提出期限は当該年度の末日です。
- ◇申込み／希望する園

一時保育プラス(※試行実施)

- ◇開始時期／令和 6 年度
- ◇対象者／生後 6 か月以上 2 歳児までの児童であって、
かつ健康で集団保育が可能と認められる場合
- ◇内容／(1)保護者が傷病等の理由により、緊急・一時的に家庭保育が困難となった場合に保育する。
(2)保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等、(1)以外の理由による場合に保育する。
- ◇場所／ゆうゆう(志賀町香九礼 1-286)
野見こども園(美里 5-19)
- ◇利用期間／原則として(1)の場合は 1 か月 7 日以内、(2)の場合は 1 か月 2 日以内
- ◇利用時間／ゆうゆう：午前 9 時～午後 5 時(土日祝、年末年始を除く)
野見こども園：午前 8 時 30 分～午後 5 時(土日祝、年末年始を除く)
- ◇費用／開所時間～午後 3 時：1,790 円(弁当・おやつ持参)
(上記時間以外は 1 時間につき 100 円)

5 休日保育事業

担当／保育課

- ◇開始時期／平成 16 年度
- ◇対象者／生後 6 か月～5 歳児(学齢)
- ◇内容／保護者の就労等により、休日において家庭での保育が困難となる児童を、市が指定するこども園にて休日に保育する。
- ◇場所／いばばらこども園、みずほこども園、わかばこども園、丸山こども園、こじまこども園 ※丸山こども園は祝日のみ、こじまこども園は一部の祝日のみ
- ◇利用期間／年末年始を除く日曜日及び祝日
- ◇利用時間／午前 7 時 30 分～午後 7 時まで
- ◇費用／1日当たり 0 歳児 3,500 円、1・2 歳児 2,500 円、3～5 歳児 1,500 円
※生活保護世帯は、利用後に豊田市病児保育等利用料補助金交付申請書兼実績報告書に、利用料の支払を証明する書類(領収書等の原本)と請求書を添付し申請することで利用料を還付します。提出期限は当該年度の末日です。
- ◇申込み／希望する園
-

6 病児保育事業

担当／保育課

- ◇開始時期／平成 17 年度
- ◇対 象 者／生後 6 か月～小学 6 年生 ※びよっこは小学 3 年生まで
- ◇内 容／豊田市内在住の児童で病気やけがの回復期にある、又は回復期に至らないため集団保育が困難な児童であって保護者が当該児童を保育することができない場合に、市が委託等した施設で保育する。
- ◇場 所／すくすくこどもクリニック 病児保育室「すくすくの森」
豊田厚生病院 病児保育室「びよっこ」
- ◇利用期間／1 回の利用につき 7 日間を限度
- ◇利用時間／「すくすくの森」平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時(午後 6 時まで延長可（午後 7 時までは要相談）)
土曜日：午前 8 時 30 分～午後 1 時(午後 3 時まで延長可)
「びよっこ」平日：午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分(午後 7 時まで延長可)
- ◇費 用／1 日当たり 2,000 円(昼食、おやつは別途)、延長は 30 分当たり 500 円
※生活保護世帯は、利用後に豊田市病児保育等利用料補助金交付申請書兼実績報告書に、利用料の支払を証明する書類（領収書等の原本）と請求書を添付し申請することで利用料を還付します（食事代は対象外）。提出期限は当該年度の末日です。
- ◇申 込 み／「病児保育利用申込書兼通知書」及び「病児保育連絡票」(かかりつけ医の証明)を原則前日午後 3 時までに実施施設へ提出
- ◇そ の 他 上記以外にトヨタ記念病院（企業主導型保育事業）でも実施

7 放課後児童健全育成事業

担当／こども・若者政策課

- ◇開始時期／昭和 41 年度
- ◇対 象 者／小学校 1 年～4 年(一部学校では 6 年生まで) および支援を要する 5、6 年生で就労等により保護者が昼間家庭にいない児童
- ◇内 容／授業終了後および長期休業中に生活の場を提供し適切な遊び等を行う。
- ◇開設日時／平日 授業終了後～午後 6 時 30 分
祝日、学校代休日、春・夏・冬休み 午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分
- ◇開設場所／青木・朝日・市木・五ヶ丘・五ヶ丘東・井上・伊保・岩倉・畝部・梅坪・大畑・大林・加納・上鷹見・九久平・幸海・小清水・古瀬間・駒場・拳母・衣丘・四郷・浄水・寿恵野・高嶺・滝脇・竹村・土橋・堤・寺部・童子山・豊松・中金・西広瀬・西保見・根川・野見・東広瀬・東保見・東山・平井・広川台・平和・前山・美山・元城・矢並・山之手・若園・若林西・若林東・飯野・石畳・中山・御作・本城・足助・追分・大蔵・新盛・則定・萩野・冷田・御蔵・明和・大沼・花山・小渡・敷島・巴ヶ丘・浄水北の各小学校 71 か所
- ◇負 担 金／月額 5,500 円、8 月 8,000 円(その他長期休みのみの料金設定あり、減免規定あり)

給付・派遣サービス

1 要保護準要保護就学援助制度

担当／学校教育課

- ◇対 象 者／小学生及び中学生の保護者で経済的な理由で就学困難な家庭
- ◇支給要件／所得制限や調査あり
- ◇内 容／学用品費、校外活動費等

2 産前産後支援事業

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／令和元年度
- ◇対 象 者／妊娠届出書を提出した妊婦、1歳未満（多胎の場合は3歳未満）の子どもを養育する家庭
きょうだい児がいる場合は、下のお子さんが3歳になるまで利用可能
- ◇内 容／家事、育児支援
児童の保育、食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話など
1回あたり4時間まで（1時間単位）、1日2回まで
子が1歳になるまでの間に60時間
（多胎の場合は3歳になるまでの間に180時間）
- ◇費 用／1時間あたり800円（減免規定あり）

手当・給付金

1 児童手当

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／昭和46年度 ※平成22、23年度は子ども手当が支給された
- ◇対 象 者／中学校修了前の児童の養育者
- ◇支給要件／所得制限あり
- ◇支 給 額／3歳未満児童、3歳～小学校修了前児童(第3子以降)15,000円
3歳～小学校修了前児童(第1、2子)、小学校修了～中学校修了前児童10,000円
令和4年6月分より受給者に所得制限限度額以上の所得がある場合は特例給付（一律5,000円／月）が支給され、所得制限上限額以上の所得がある場合、手当は支給されません。
- ◇支 給 月／2月、6月、10月
- ◇そ の 他／令和6年10月分から制度の拡充予定

2 児童扶養手当

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／昭和36年度
- ◇対 象 者／父又は母がいないか、父又は母に一定の障がいがある世帯で、年度末時点で18歳以下の児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)を養育する父、母又は養育者
- ◇支給要件／所得制限あり
- ◇支 給 額／児童1人目 月額 45,500円～10,740円
児童2人目 月額 10,750円～5,380円加算

児童 3 人目以降 月額 6,450 円～3,230 円加算

◇支給月／5月、7月、9月、11月、1月、3月

3 愛知県遺児手当

担当／こども家庭課

◇開始時期／昭和 45 年度

◇対象者／父又は母がいないか、父又は母に一定の障がいがある世帯で、年度末時点で 18 歳以下の児童を養育する父、母又は養育者

◇支給要件／所得制限あり(受給開始後 5 年経過時点で終了)

◇支給額／児童 1 人につき 月額 4,350 円(受給開始 4 年目から 2,175 円)

◇支給月／5月、7月、9月、11月、1月、3月

4 豊田市ひとり親家庭等支援手当

担当／こども家庭課

◇開始時期／昭和 45 年度

◇対象世帯／父又は母がいないか、父又は母に障がい(身体障がい者手帳 1～3 級、療育手帳 A 又は B 判定、精神障がい者保健福祉手帳 1 級又は 2 級)がある世帯で、年度末時点で 18 歳以下の児童を養育する父、母又は養育者

◇支給要件／所得制限あり

◇支給額／児童 1 人につき 月額 3,000 円(両親死亡の場合は 4,500 円)

◇支給月／5月、7月、9月、11月、1月、3月

5 出産・子育て応援給付金

担当／こども家庭課

◇開始時期／令和 5 年 1 月

◇対象者／①妊娠届を提出した妊婦(妊娠期)
②出生届を提出した産婦又は養育者(出産後)

◇支給要件／面談必須

◇支給額／①妊婦に対し 50,000 円
②子ども 1 人につき 50,000 円

◇支給月／おおむね申請から 2 か月後

紹介

1 子育て支援バンク

担当／保育課

◇開始時期／平成 22 年度

◇対象者／豊田市民を含む 2 世帯以上の団体・子育てサークル

◇内容／子育てに関する講師の紹介

こども園・認可外保育施設等

1 こども園

担当／保育課

市内の公私立保育所と公立幼稚園で、児童に均一な保育を提供し、同等の保育料とすることに合わせ、施設の名称を統一したものが「こども園」です。

◇対象者／市内在住で就学前の児童(入園できる年齢は園により異なる)

- ◎ **低年齢児保育**: 生後 6 か月から(みずほ、わかばこども園では 4 か月から、飯野こども園では 5 か月から受入)
- ◎ **保 育 時 間**: 基本保育時間: 午前 8 時 30 分～午後 3 時まで
最長で午前 7 時 30 分～午後 7 時までの早朝、延長保育を実施(園により異なる)
- ◎ **障がい児保育**: 障がいのある児童のうち、集団生活が可能な児童の保育
- ◎ **休 日 保 育**: いばばら・みずほ・わかば・丸山・こじまこども園で実施
※丸山は祝日のみ、こじまこども園は一部の祝日のみ
▶こども園施設一覧については「保健と福祉に関する施設等一覧」を参照

2 幼保連携型認定こども園

担当／保育課

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。保育を必要とする子どもに対する保育と満 3 歳以上の子どもに対する教育を一体的に行います。

3 小規模保育事業所

担当／保育課

児童福祉法に基づく市の認可を受けて、0～2 歳児（定員 19 人以下）の保育を実施する施設です。

4 事業所内保育事業所

担当／保育課

児童福祉法に基づく市の認可を受けて、事業所内の従業員の子ども（従業員枠）と地域の保育を必要とする子ども（地域枠）の保育を実施する施設です。

5 認可外保育施設

担当／保育課

入所児童の処遇改善や保育の質の向上を図るため、豊田市認証保育所制度により承認された施設に対し運営費を助成しています。

6 保育ママ事業

担当・申込先／保育課

- ◇開始時期／平成 23 年度
- ◇対 象 者／市内在住でこども園への入園を待機している生後 6 か月～2 歳児
- ◇内 容／こども園への入園を待機している子どもを保育ママが保育する
保育ママ…豊田市が実施する「保育ママ養成講座」を受講した方又は保育士資格を有している方で、保育ママとして認定された市民
- ◇場 所／山之手こども園内「はぐはぐ」
- ◇利用期間／月～金曜日
- ◇利用時間／最長午前 7 時 30 分～午後 7 時まで
- ◇費 用／基本保育料 月額 29,000 円
早朝保育(午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分)利用…月額 1,000 円
延長保育(午後 5 時以降)利用…1 時間毎に月額 1,000 円

母子・父子・寡婦福祉

母子家庭等の生活の安定と向上のため、相談や資金の貸付を行っています。

相 談

1 母子・父子自立支援員による相談

担当／こども家庭課

- ◇対 象／母子・父子・寡婦家庭
- ◇内 容／ひとり親家庭に関する相談・離婚前（養育費・親子交流等）相談
- ◇利 用 日／月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

給付・派遣サービス

1 ひとり親家庭等日常生活支援事業

担当／こども家庭課

- ◇対 象 者／母子・父子・寡婦家庭
- ◇要 件／疾病等により日常生活を営むことに支障がある場合
- ◇内 容／食事の世話、住居の掃除、身の回りの世話、生活必需品の買物など
年度あたり 120 時間以内
- ◇費 用／所得に応じて自己負担あり(1 時間あたり 0 円～300 円)

2 母子家庭等就業支援事業

担当／こども家庭課

- ◇対 象 者／母子・父子・寡婦家庭((1)は一部母子・寡婦家庭のみ)
- ◇内 容／(1)就業支援事業 (2)就業支援講習会等事業

3 母子家庭等自立支援給付（※事前相談が必要）

担当／こども家庭課

- ◇対 象 者／母子家庭の母及び父子家庭の父
- ◇内 容／(1)自立支援教育訓練給付金
講座受講料の 6 割相当額を支給(上限 20 万円。講座により、最大 85 %
の支給。)
(2)高等職業訓練促進給付金
修業期間の全期間(最長 4 年) 以下の給付金を支給
最終年限 1 年間について 4 万円を増額
・市町村民税非課税世帯：月額 100,000 円 (修了時 50,000 円)
・市町村民税課税世帯：月額 70,500 円 (修了時 25,000 円)

4 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（※事前相談が必要）

担当／こども家庭課

- ◇対 象 者／母子家庭の母及び父子家庭の父、母子、父子家庭の児童
- ◇内 容／高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座を受講した場合、以下の給付金を支給
(1) 受講開始時給付金 講座受講料の 4 割相当額を支給 (上限あり)
(2) 受講修了時給付金
講座受講料の 1 割相当額を支給 (上限あり)

(3) 合格時給付金
講座受講費用の1割相当額を支給（上限あり）

貸 付

1 母子父子寡婦福祉資金

担当／こども家庭課

- ◇対 象 者／①20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方
②父母のいない20歳未満の児童
③子が20歳以上になったため、母子福祉資金の貸付を受けることができない配偶者のいない女子（寡婦）
④上記①・③が扶養している児童又は子

◇種 類／

<母子・父子・寡婦福祉資金の種類・内容一覧>

貸付金の種類	貸付金の内容
事業開始資金	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するための運転資金
技能習得資金	事業開始、就職のために必要な知識・技能を修得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金
就職支度資金	就職するために必要な被服、身の回り品等の購入資金
住 宅 資 金	現在住んでいる住宅の増改築、補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅の建設・購入するために必要な資金
転 宅 資 金	住居の移転に伴う敷金、権利金などの一時金に充てる資金
医療介護資金	医療及び介護を受ける際に自己負担分などに充てる資金
生 活 資 金	技能習得期間中又は医療若しくは介護を受けている間、失業している期間中ひとり親家庭になって7年未満世帯又は家計が急変した者の生活資金
結 婚 資 金	扶養する児童又は20歳以上の子が結婚するのに必要な資金
修 学 資 金	高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校に修学中の学資や生活費などに必要な資金
就学支度資金	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校、修業施設へ入学及び入所に必要な資金及び受験料
修 業 資 金	事業開始、就職のために必要な知識、技能を修得するために必要な授業料、材料費、交通費等の資金 (修業施設在学学生)

※ 子の資金は無利子、他の資金は保証人がない場合有利子（年1.0%）

妊産婦並びに乳児、幼児の健康保持及び増進を図るために健康教育、相談、健康診査、訪問指導、医療費補助等の支援を行っています。

健 診

1 3、4 か月児健康診査

担当／こども家庭課、

- ◇開始時期／昭和 47 年度
- ◇対 象 者／3 か月～6 か月未満児
- ◇内 容／問診、計測、診察、保健栄養指導、個別相談、ブックスタート
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)、
高岡農村環境改善センター、足助まめだ館

2 すくすく健康診査

担当／こども家庭課

- ◇対 象 者／3、4 か月健康診査後、身体発育の再確認が必要な児
- ◇内 容／計測、診察、個別相談
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)、
高岡農村環境改善センター、足助まめだ館

3 1 歳 6 か月児健康診査

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／昭和 53 年度
- ◇対 象 者／1 歳 6 か月～2 歳未満児
- ◇内 容／問診、計測、診察、歯科診察、歯科指導、個別相談
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)、高岡農村環境改善センター、

4 3 歳児健康診査

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 9 年度
- ◇対 象 者／3 歳 5 か月～4 歳未満児
- ◇内 容／問診、計測、診察、歯科診察、視聴覚検査、保健栄養指導、個別相談
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

5 妊産婦・乳児健康診査

担当／こども家庭課

- ◇対 象 者／市内在住の妊婦・産婦・乳児
- ◇内 容／妊婦…子宮頸がん検査、初回血液検査、超音波検査、血算検査、血糖検査、
G B S 検査、H T L V - 1 抗体検査、クラミジア検査、基本健診等
産婦…一般診察、尿検査、血圧測定、メンタルチェック等
乳児…新生児聴覚検査、一般診察
- ◇場 所／県内の医療機関(助産所（一部の受診票使用不可）及び県外の医療機関で受診した場合は補助金制度あり)
- ◇利用回数／妊婦 14 回、産婦 2 回、乳児 2 回

交 付

1 母子健康手帳交付

担当／こども家庭課

- ◇対 象 者／妊婦
- ◇内 容／「母子健康手帳」及び「妊産婦・乳児健康診査受診票」の交付とその使用方法の説明、妊娠・子育ての支援体制の聞き取り
- ◇場 所／豊田市役所こども家庭課（東庁舎 2 階）

健康教育

1 思春期教室

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 24 年度
- ◇対 象 者／中学 3 年生
- ◇内 容／性に関する正しい知識を深め、自分や相手を大切にする心を育成する授業

2 パパママ教室～1 s t マタニティ～

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／昭和 40 年度
- ◇対 象 者／豊田市内に住む妊婦とその家族
- ◇内 容／妊娠中の生活・食事・薬について、赤ちゃんの成長発達や抱っこ体験、家族の役割等
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

3 多胎パパママ教室

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 3 0 年度
- ◇対 象 者／豊田市内に住む多胎を妊娠している妊婦とその家族
- ◇内 容／講話（多胎妊婦の生活上の注意点、多胎育児のポイント）、多胎児親の会の紹介、多胎育児経験談等
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階（保健センター）

4 2 n d マタニティ教室

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 20 年度
- ◇対 象 者／豊田市内に住む 2 人目以降出産予定の妊婦とその家族
- ◇内 容／お兄ちゃん、お姉ちゃんになる児へのかかわり方の講話等
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

5 にここ広場

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 13 年度
- ◇対 象 者／乳児～1 歳 6 か月児までで、発達支援・育児支援が必要な児及びその親
- ◇内 容／保育士によるリズム遊び、管理栄養士による離乳食相談、保健師・臨床心理士による個別相談
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

6 自主グループ支援

担当／こども家庭課

- ◇内 容／同じ悩みや育児体験を持つ親同士の情報交換や仲間づくり等の支援
 - * 多胎児親の会：ぶるぶるネットあいち
 - * 豊田アレルギーっこママの会
-

7 児童虐待防止教育

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 17 年度
 - ◇対 象 者／園児、小中学校児童生徒、職員、保護者等
 - ◇内 容／C A P(子どもへの暴力防止)プログラムに基づき、虐待防止に必要な知識や対処方法を学ぶ。
 - ◇場 所／こども園・小中学校等
-

8 ママの子育てを支援する会

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 14 年度
 - ◇対 象 者／子育てにイライラする、手を上げてしまう等の悩みを抱える親
 - ◇内 容／月 2 回、母子分離しグループワーク
 - ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)
-

9 母子保健推進員養成講座

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 12 年度
 - ◇回 数／全 6 回講座
 - ◇内 容／子育ての身近な相談者として必要な基礎知識や技術等を学ぶ。
 - ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)等
-

10 出前健康講座（生涯学習出前講座）（無料）

担当／健康づくり応援課

（1）離乳食・幼児食教室

- ◇開始時期／離乳食教室 平成 14 年度、幼児食教室 平成 16 年度
- ◇対 象 者／豊田市内の団体、豊田市内で活動するグループであり、未就園児とその保護者
- ◇内 容／離乳食及び幼児食についての講話等
- ◇場 所／市内の公共施設等
- ◇申請方法／実施日の 2 か月前までに申込み

（2）楽しく子育て♪教室

担当／こども家庭課

- ◇対 象 者／豊田市内の団体、豊田市内で活動するグループであり、未就園児とその保護者
 - ◇内 容／子育て全般に関する講話等
 - ◇場 所／市内の公共施設等
 - ◇申請方法／実施日の 2 か月前までに申込み
-

11 ふれあい子育て教室

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 27 年度
- ◇対象者／10 か月から 1 歳の誕生日になる月の児とその親
- ◇内容／親子遊びの実践、ふれあいの大切さと歯みがきについて講話
- ◇場所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

12 パパと一緒に楽しむベビー教室

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／令和 6 年度
- ◇対象者／おおむね生後 1～3 か月の児とその父親及びその配偶者
- ◇内容／父親と児のふれあい遊び、参加者同士の交流等
- ◇場所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)

相 談

1 育児健康相談（無料）

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／昭和 49 年度
- ◇対象者／妊娠、出産、育児について相談のある方
- ◇内容／保健師等による育児や健康に関する相談
※子育て支援センターでは、管理栄養士による栄養相談も実施

- ◇場所・日程／(1) こども家庭課（予約制）ただし、電話は随時対応
(2)各子育て支援センター（予約制）

とよた子育て総合支援センター「あいあい」

毎月第 1 月曜日 午前 10 時～午前 11 時 30 分

志賀子どもつどいの広場「ゆうゆう」

毎月第 1 水曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時

柳川瀬子どもつどいの広場「にこにこ」

毎月第 4 水曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時

伊 保 奇数月第 4 月曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時

越 戸 偶数月第 2 月曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時

堤 奇数月第 2 月曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時

渡 刈 偶数月第 3 水曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時

宮 口 偶数月第 4 月曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時

山之手 奇数月第 3 水曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時

若 園 偶数月第 3 木曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時

飯 野 偶数月第 4 木曜日 午前 9 時 30 分～午前 11 時

※実施日は行事、祝祭日等により変更有り

- (3)Zoom を用いたオンライン育児健康相談（予約制）

毎月第 3 火曜日 午前 10 時～正午、午後 2 時～4 時 ※隔月で午前、午後

- ◇問 合 せ／こども家庭課・各子育て支援センターへ

▶ 子育て支援センター施設一覧については「保健と福祉に関する施設等一覧」を参照

2 こども相談

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 21 年度
 - ◇対 象 者／児の発達に心配や不安等がある方、育児不安や負担感等がある方、幼児健康診査での要支援児、地区活動の中で支援する必要があると思われる児
 - ◇内 容／臨床心理士による個別相談
 - ◇場 所／豊田市役所東庁舎 3 階(保健センター)
-

3 不妊症・不育症相談

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 28 年度
- ◇対 象 者／不妊症・不育症について心配や不安等のある方
- ◇内 容／日本看護協会認定の不妊症看護認定看護師による面接相談
- ◇場 所／豊田市役所東庁舎 2 階 こども家庭課 相談室等

訪問指導

1 妊産婦・乳幼児訪問（無料）

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／昭和 40 年度(保健師)・平成 9 年度（助産師）
 - ◇対 象 者／市内在住の妊産婦・乳幼児(里帰り中の方も可)
 - ◇内 容／保健師・助産師による、妊娠・出産、乳幼児の発育・発達・育児等に関する相談
 - ◇場 所／対象者の自宅等
-

2 おめでとう訪問

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 18 年度
 - ◇対 象 者／市内に住所を有するおおむね生後 1 か月から 3 か月までの乳児を養育している子育て家庭
 - ◇内 容／保健師、助産師、看護師等の専門職が家庭を訪問し、豊田市の子育て支援事業の紹介や子育てに役立つ情報を提供。育児に関して心配事がある場合には、地区の保健師を紹介
-

3 養育支援訪問事業

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 17 年度
 - ◇対 象 者／市内に居住し乳幼児、児童等の養育支援が必要な家庭(他法によるヘルパー派遣制度や一般の育児支援サービスを活用できる場合は、これを優先する)
 - ◇内 容／専門職員（助産師・保健師）による援助支援
-

4 豊田市産後ケア事業

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／平成 29 年度
- ◇対 象 者／市内に住所を有する出産後 1 年未満の乳児及びその保護者等であって、産後ケアを必要とする者
- ◇内 容／（1）保護者の健康管理及び生活面の助言
（2）乳房ケア、授乳方法の助言

- (3) 栄養相談、離乳食相談
- (4) もく浴、スキンケア等の助言
- (5) 発達・発育・体重増加・排泄等の助言
- (6) 育児相談等

- ◇場 所／委託契約している医療機関及び助産院等（訪問の場合は自宅）
- ◇費 用／所得に応じて自己負担有り

5 多胎ピアサポート事業

担当／こども家庭課

- ◇開始時期／令和 5 年度
- ◇対 象 者／市内に住所を有する多胎妊婦及び 1 歳未満の多胎児の養育者
- ◇内 容／（1）多胎児の妊娠・出産・育児に関する不安や悩み等の傾聴及び相談
（2）多胎児のサークル等に関する情報提供
- ◇場 所／対象者の自宅等

給付・補助金

1 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

担当／保健支援課

- ◇開始時期／平成 18 年度
- ◇対 象 者／市内在住の小児慢性特定疾病医療受給者証を所持する受診者のうち、日常生活用具が必要と認められる者で、児童福祉法や障がい者総合支援法等による日常生活用具給付制度の対象とならない者
- ◇給付種目／便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車いす、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、パルスオキシメーター、ネブライザー、ストーマ装具、人工鼻等
- ◇負 担 金／所得に応じて一部自己負担有り
 - ▶ 他の給付・補助金については「9 医務・薬務・救急医療・医療費のページ」の「医療費助成」(P115～)の項目を参照

こんな窓口、こんな施設

所在地、その他の施設については「保健と福祉に関する施設等一覧」をご参照ください。

1 愛知県豊田加茂児童・障害者相談センター(瑞穂町・TEL 33-2211)

医学的・心理学的に専門的立場からの判定及び児童に関する問題についての相談を行う機関です。

- ◇開 設 年／昭和 50 年(平成 14 年 4 月から現在の名称)
- ◇利用時間／午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分
- ◇休 館 日／土曜日、日曜日、祝日、年末年始

2 とよた子どもの権利相談室（こことよ）

（小坂本町・豊田市青少年センター・TEL 33-9317）

子どもの身近な悩みやいじめなどの相談を受け、子どもの権利侵害があった場合に、本人及び関係者から申立てを受け、子どもとともに解決を図る相談機関です。相談体制として、子どもの権利擁護委員と子どもの権利相談員が電話相談、面接相談、救済の申立ての受付をします。

◇開始時期／平成 20 年 10 月

◇相談フリーダイヤル／0120-797-931

◇利 用 日／水曜日、木曜日、土曜日、日曜日 午後 1 時～午後 6 時
金曜日 午後 1 時～午後 8 時

◇休 館 日／月曜日、年末年始

3 豊田市こども・若者総合相談センター（RePPO-りっぽ-）

（小坂本町・豊田市青少年センター・TEL 33-1533）

ニート、ひきこもりなど自立に困難を抱えるこども・若者やその家族に対し、専門相談員による相談や居場所の提供、就労に向けた学習・訓練などの支援を行う機関です。

◇開 設 年／平成 27 年 4 月

◇利用時間／常設による相談窓口午前 9 時～午後 6 時

◇休 館 日／月曜日、日曜日、祝日、年末年始

4 とよた子育て総合支援センター“あいあい”

（若宮町・T - F A C E A 館 9 階・TEL 37-7071）

育児不安などの相談指導、子育てサークルなどの育成指導、ファミリー・サポート・センター事業（相互援助活動の斡旋）、育児情報の提供等を行います。また、木のおもちゃのプレイルーム、工作室、多目的ホール、みはらしテラス、サークル室などの施設があります。

◇開始時期／平成 12 年 9 月（平成 30 年 11 月リニューアル）

◇利用時間／午前 10 時～午後 6 時

◇休 館 日／火曜日及び年末年始

5 地域子育て支援センター

育児不安等の相談指導、子育てサークル等の育成支援、育児情報の提供を行います。

◇開始時期／平成 6 年度

◇場 所／堤こども園始め 13 園

◇相談方法／電話又は面談

◇利 用 日／こども園の休園日を除く日

平日 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時

土曜日 午前 9 時～正午（山之手こども園は休み）

※詳細は「保健と福祉に関する施設等一覧」を参照

6 志賀子どもつどいの広場“ゆうゆう”(志賀町・TEL 80-1522)

育児不安などの相談指導、子育てサークルなどの育成支援、育児情報の提供等を行うとともに、地域の子どもや高齢者等とのふれあい交流を行います。また、プレイルーム、調理室、多目的ホール、活動室などの施設があります。

- ◇開始時期／平成 20 年 4 月
- ◇利用時間／午前 9 時～午後 5 時
- ◇休 館 日／日曜日及び年末年始

7 柳川瀬子どもつどいの広場“にこにこ” (畝部東町・TEL 25-0008)

親子が気軽につどい、安心して子育てできる広場事業、小学生が遊べる子どもの居場所づくり事業、子育てサークルの育成事業や育児情報の提供等を行うとともに、地域の人たちとのふれあい交流を行います。

- ◇開始時期／平成 24 年 4 月
- ◇利用時間／午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
- ◇休 館 日／日曜日及び年末年始

8 子育てサロン

- ◇開始時期／平成 15 年
- ◇内 容／交流館において、「親子のふれあいの場」「親と子育てサポーターとの交流及び保護者同士の交流の場」を提供する。
- ◇場 所／(以下の交流館)逢妻、朝日丘、井郷、石野、上郷、猿投北、猿投台、末野原、崇化館、高橋、豊南、保見、益富、松平、美里、竜神、若林、若園、前林、浄水、藤岡、藤岡南、下山
- ◇利 用 日／交流館開館日(子育てサポーターの活動日については、各交流館にお尋ねください)

9 とよた急病・子育てコール24 ～育救(いっきゅう)さんコール～

急病や子育てに関する相談に看護師や保健師、社会福祉士などの有資格者が対応します。

- ◇開 設／平成 28 年 9 月 9 日
- ◇相談フリーダイヤル／0120-799192 (な(やむ前に)きゅうきゅういくじ)
- ◇利 用 日／24 時間 365 日